上水道

問合せ／水道総務室　☎995-1831・1833

■このようなときは事前に連絡を

●家を新築するとき（市指定給水工事店を利用してください）
●アパートなどに住み始めるとき
●引っ越すとき（使用料の精算が必要です）
●使用者・所有者の名義が変わるとき
●出張・旅行などで長い間、家を留守にするとき
●メーターの口径が変わるとき
●そのほか、変更があるとき

■水道メーターの検針

使った水の量は、正確に水道メーターに記録されます。水道メーターの検針は２か月に一度、基準日を基に検針員が訪問し行い、使用量をお知らせします。検針が正しく、能率良くできるように下記の点でご協力ください。

●犬は放し飼いにせず、メーターボックスから離れた所につないでください
●メーターボックスの上に、物を置かないでください
●メーターボックスの中や周りは、いつもきれいにしてください
●家の増・改築などで水道メーターが床下や屋内になるときは、検針のしやすい、公道から１ｍ以内の場所に設置してください

■水道料金のお支払いは

水道料金は２か月ごとに支払っていただきます。支払いは、次の方法でお願いします。

【口座振替】あなたの預金口座などから、水道料金を自動的に支払うことができる方法です。
手　続／市内の金融機関
持ち物／預金通帳・印鑑・水道料金の領収書（お客様番号がわかるもの）
【自主納付】郵送された納付書により納めていただく方法です。
※納付には便利な口座振替をご利用ください。

水道料金（２か月あたり）　※消費税込み

口径（㎜）	基本料金 水量	基本料金 料金（円）	超過料金１㎥につき	（円）
13	20㎥まで	1,470	20㎥を超え60㎥まで	120.75
20		1,890	60㎥を超え100㎥まで	131.25
25		2,310	100㎥を超え200㎥まで	141.75
30		2,940	200㎥を超えるもの	152.25
40		4,830	20㎥を超え60㎥まで	162.75
50		7,980	60㎥を超え100㎥まで	173.25
75		14,700	100㎥を超え200㎥まで	183.75
100		31,500	200㎥を超えるもの	194.25

※月の途中で精算になった場合、１か月計算になることがあります。

下水道

問合せ／下水道室　☎995-1835・1836

■供用が開始されたら

下水道が供用開始されたら、各家庭や事業所は、速やかに排水設備の工事を行いましょう。
排水設備／各家庭のトイレ、台所、風呂などの汚水を、下水道に流すための排水装置のことです
工事費用／個人負担　※排水設備工事を行った方に、融資あっせんや利子補給を行っています
そのほか／くみ取り式便所の場合、３年以内に水洗トイレに改造し下水道に接続してください
※排水設備工事や水洗トイレに改造する工事は、必ず市指定の排水設備工事店で行ってください。

【下水道使用料】
使用料は各家庭の配水設備工事が完了し、実際に下水道を使用するようになってから、水道料金と一緒に２か月ごとに納めていただきます。

下水道使用料（２か月あたり）　※消費税込み

基本料金		超過料金１㎥につき	
汚水量	料金（円）	適応汚水量	単価（円）
20㎥まで	1,890	20㎥を超え 60㎥まで	105.00
		60㎥を超え100㎥まで	115.50
		100㎥を超え200㎥まで	126.00
		200㎥を超えるもの	147.00

※月の途中で精算になった場合、１か月計算になることがあります。

市指定給水工事店

工事店名	住 所	電 話
㈱西島工業	石脇	993-1070
㈲杉山設備工業	平松	993-3030
一和設備工業	金沢	997-4663
㈲北住設機器	茶畑	993-1250
杉本住宅設備機器	下和田	997-0983
㈲古谷設備工業	千福が丘	992-5379
㈲井上設備工業	金沢	997-4578
駿東管工	公文名	992-5728
㈱小島屋商会	須山	998-0019
㈱荻田水道工事店	葛山	997-0701
鈴木住宅設備	伊豆島田	993-3901
㈲アサヒ住設	今里	997-3933
丸伸設備工業	葛山	997-3463
小川設備工事店	茶畑	993-2074
㈲富士設備	下和田	997-1507
工管設	茶畑	993-1603
鈴鹿建設㈱東富士支店	御宿	997-2704
㈲杉山産業	茶畑	992-1131
田央設備㈲	下和田	997-5175
高橋設備	稲荷	993-1336
㈲渡辺設備	茶畑	992-3034
㈱中川商店	佐野	993-1555
植松水道	石脇	992-4644
㈲細野設備	千福	992-2465
山崎設備	呼子	997-6766
窪田設備	久根	992-3843
パイピング横山	千福	992-3329
㈱エムエーアドバンス	平松	993-5272
㈲小沢土建	茶畑	992-1401
M・Kアクアサービス	茶畑	992-6599

※市外の水道業者も、市の指定を受けているところがあるので、水道総務室にお問い合わせください。

ごみと資源

問合せ／環境推進室　☎995-1816

■生ごみ処理器などの購入に補助金

ぼかし容器やコンポストの購入、生ごみ処理器を購入した方、事業所に補助金が交付されます。
対　象／●市内に在住する方●市内に事業所・事務所がある方
持ち物／●購入を証明する領収書など●申請者（事業所は代表者）の印鑑●申請者の銀行などの口座がわかる書類●取扱説明書など　※事業用生ごみ処理機は、購入前に申請が必要です。

対象処理機器	対象数	補助金額
有用微生物群利用の密閉処理容器（ぼかし容器）	１世帯２個※	購入費の２分の１以内（最高３千円）
ぼかし容器以外のたい肥化容器（コンポスト）	１世帯１個	
一般家庭用生ごみ処理機	１世帯１機	購入費の２分の１以内（最高２万円）
事業用生ごみ処理機	１事業所１機	購入費の３分の１以内（最高100万円）

※液肥取り出し口のあるもののみ

■し尿と浄化槽汚泥のくみ取り

し尿及び浄化槽汚泥のくみ取りは、地区ごとに下記の会社に直接連絡してください。

地区名	業者名
東・西・深良	㈲山水総業　☎992-1561
富岡・須山	㈱富士クリーンサービス　☎997-6100

■合併処理浄化槽設置への補助制度 浄化槽の保守点検と清掃を

法律により年１回（型式により３～４回）浄化槽の保守点検と清掃が義務づけられています。

下水道認可区域外の住宅に合併処理浄化槽を設置する方に補助の制度があります。詳しい条件は着工前にご確認下さい。

第5章 生活環境